

議案第76号

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（平成20年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
2	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡</p>

<p>又は議会の解散による任期終了の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>又は議会の解散による任期終了の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（再選された者の在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市議會議員の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
 - 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北上市議會議員の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- (期末手当の内払)

令和6年12月12日提出

北上市長 八重樺 浩文

提案理由

特別職の取扱いに準拠し、議會議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。